

令和7年6月30日

豊見城市立豊見城中学校保護者 各位

豊見城市立豊見城中学校
校長 島袋 篤
(公印省略)

児童生徒への校務上の連絡について

日頃から、本校教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本校では、これまで沖縄県教育委員会からの通知を踏まえ、学校勤務職員が児童生徒へ校務上の連絡を行う場合は、原則として公務用の電話を使用し、職員私用の携帯電話や電子メールを使用しないこととし、学校勤務職員が児童生徒とメール等で私的なやり取りを行うことを禁止してきたところです。

本校においては、下記のとおり児童生徒への校務上の連絡について取扱いを定めましたので、お知らせします。

保護者各位におかれましては、児童生徒へ御指導いただくとともに、本校の対応について、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 学校勤務職員が校務上行う児童生徒への連絡について
原則、公務用の電話を使用します。
- 2 学校勤務職員が児童生徒へ連絡を行う場合の遵守事項
 - (1) 学校勤務職員は、児童生徒と校務上必要な連絡を行い、私的なやり取りは行いません。
 - (2) 学校勤務職員から児童生徒への連絡は、複数の学校勤務職員がその連絡内容を共有できる環境で行うものとし、学校勤務職員が児童生徒から相談を受けた場合も、個々の事案の内容等に応じ、適切に対応します。
- 3 その他
本校は、学校勤務職員、児童生徒及び保護者に対し、この取扱いについて、周知するとともに、学校勤務職員に対し、適切な時期に研修を行う等、校内の服務指導を徹底します。